第四条　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第二号様式による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第九号を、申請書の写しにあっては同項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。

3　（略）

（検査等の実施及び結果の保存）

第七条　（略）

2・3　（略）

4　指定製作者等は、国土交通大臣が当該自動車の安全性の確保及び当該自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため特に必要があると認めた場合においては、国土交通大臣が告示で定める方法により第二項の分析等を行わなければならない。

5　指定製作者等は、前項の規定による分析等が終了した後、遅滞なく、国土交通大臣に当該分析等の結果を記載した報告書を提出しなければならない。

（届出等）

第八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書、第五号若しくは第六号の書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があった場合	（略）	（略）
二　（略）	第三条第二項第一号から第三号まで又は第七号の書面（第三号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

第四条　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第二号様式による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第九号を、申請書の写しにあっては同項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。

3　（略）

（検査等の実施及び結果の保存）

第七条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（届出等）

第八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書、第四号若しくは第五号の書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があった場合	（略）	（略）
二　（略）	第三条第二項第一号から第三号まで及び第六号の書面（第三号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）